

# 教育の森利用細則

平成6年2月1日制定  
平成10年4月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正

## (利用目的)

第1 教育の森は、原則として森林・林業に関する体験活動、森林をフィールドとした各種野外活動のために利用するものとする。

## (利用者)

第2 教育の森は、原則として学校教育及び社会教育を目的とした団体が利用するものとする。

## (利用申込等)

第3 利用申込みは、利用しようとする教育の森が所在する地域を所管する林業事務所長に、事前に別紙様式1により申請するものとする。

2 利用に際しては、利用者側で傷害保険等の対応がなされること。

3 林業事務所長は、申請のあった教育の森の森林所有者等との調整を経て、利用の許可を決定するものとする。

この際に、林業事務所長は、必要に応じ、活動内容に対する助言又は制限等を行うことができるものとする。

## (指導者等)

第4 教育の森利用者は、森林・林業に関する資料提供及び解説並びに現地説明等を必要とする場合は、指導者等の派遣又は紹介を希望することができる。

## (道具の貸出)

第5 教育の森利用者で道具の貸出しを希望する者は、道具の使用に際し、林業事務所職員若しくは第4に規定する指導者等が立会い、直接指導する場合、又は林業事務所長が道具の使用について特に支障がないと認める場合に、申請することができる。

2 林業事務所長は、道具の貸出しに際し、その使用人数、使用内容及び立会いする職員数等を考慮し、道具の種類及び数量を制限することができるものとする。

## (その他)

第6 この細則は、平成6年2月1日から適用する。

この一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

この一部改正は、平成16年4月1日から適用する。

この一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

この一部改正は、平成27年4月1日から適用する。

(様式 1)

教 育 の 森 利 用 申 請 書

平成 年 月 日

林業事務所所長 様

住 所  
利用申請者 氏 名  
連絡先

教育の森を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

教 育 の 森	登録番号： 所 在：
利 用 日 時	年 月 日 時～ 時
利 用 目 的	
利 用 人 数	人 (内 訳： )
保険等の対応	

○解説者等を希望する場合

活 動 内 容 及 び 希 望 人 数	
---------------------------	--

○道具の貸出し等を希望する場合

利 用 道 具	枝打ちノコギリ ( ) 下刈り鎌 ( ) 砥 石 ( ) ヘルメット ( ) 双眼鏡 ( ) 温度計 ( ) ルーペ ( )
---------	---

\*教育の森の利用申請に際し、研修計画等があれば添付してください。